

解体業又は破砕業の施設設置等に係る事前計画書添付書類一覧表

提出書類		申請等の区分		破 碎 業	
		解 体 業	破 碎 業	許 可 申 請 に 係 る も の	変 更 届 に 係 る も の
1	事前計画書				
2	事業の用に供する施設の概要を記載した書類				
3	施設の構造を明らかにする設計計算書（平面図、立面図、断面図、構造図も含む。）				
4	施設の付近の見取図（縮尺 1/2,500 程度）、設置場所の周囲 1 km 以内の地形図（縮尺 1/10,000 程度）				
5	現状（施設、建屋、囲い等がわかる等）の写真及び土地、施設の所有権又は使用する権限を有することを証する書類				
6	保管場所を有する場合は、現状の写真、付近見取図、平面図、立面図、構造図				
7	保管場所を有する場合、土地の切図又は地積図登記簿の謄本及び申請者が所有権を有しない場合には当該土地を使用する権限を有することを証明する書類				
8	欠格要件に該当しないことを誓約する書面		-		-
9	事業計画書及び収支見積書				
10	法人の場合は法人登記簿謄本、定款又は寄付行為、 個人の場合は住民票の写し（本籍地の記載されているもの）及び登記事項証明書又は外国人登録証明書の写し		-		-
11	法人の場合は役員の住民票の写し（本籍地の記載されているもの）及び登記事項証明書		-		-
12	法人である場合で、発行済株式総数の 5/100 以上の株式を有する株主又は出資の額の 5/100 以上の額に相当する出資をしている者があるときは、当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額を記載した書類並びにこれらの者の住民票の写し（本籍地の記載されているもの）及び登記事項証明書又は登記簿の謄本		-		-
13	令第 5 条に規定する使用人がある場合においては、その者の住民票の写し（本籍地の記載されているもの）及び登記事項証明書		-		-
14	破砕業に係る許可申請者が未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し（本籍地の記載されているもの）及び登記事項証明書		-		-
15	標準作業書				
16	事業場（解体業及び破砕業に係る施設）に係る土地の切図又は地積図及び土地登記簿謄本				
17	破砕業に係る施設を新たに設置等する場合は、その周辺住民及びその他利害関係者等へ周知した際の書面及び周知した場所を記載した地図等	-	-		
18	岡山市内において取得した産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の許可証の写し				
19	その他、市長が必要と認めるもの				

平面図には、油水分離槽、処理施設等の位置がわかるものを添付願います。

